

資料3

令和3年度 福島県雇用対策協定に基づく事業について

- 1 福島県における雇用対策協定(令和3年度事業計画)
- 2 令和3年度福島県雇用対策協定に基づく事業について
- 3 令和3年度福島県雇用対策協定に基づく事業計画
- 4 福島労働局と県内自治体との雇用対策協定事業計画(令和3年度)

令和3年3月10日

福島労働局職業安定部

福島県における雇用対策協定(令和3年度事業計画)

(平成28年3月24日締結)

福島県と福島労働局は、相互に密に連携して、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組めます。(事業計画は毎年定める。)

令和3年度特別対策

◇ 新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策

- 1 雇用維持・継続・確保に向けた支援
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での支援
 - ② 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の利用促進と迅速な支給
 - ③ 在籍出向の活用による雇用維持への支援
 - ④ 失業者等への雇用機会の提供

最重点事項

第1 震災復興のための雇用対策

- 1 福島県内外の避難者の帰還・移住促進と雇用の安定
 - ① ハローワーク富岡による雇用支援
 - ② ハローワーク富岡とふくしま生活・就職応援センター富岡事務所による双葉地域等へ帰還等のための就職、生活就労支援
 - ③ ふくしま生活・就職応援センターいわき事務所へのシニア就業支援員配置
- 2 福島雇用創出総合支援事業
福島雇用促進支援事業実施のための自治体及び協議会への支援
- 3 福島帰還希望者就職支援事業
帰還希望者等向けの合同就職面接会の開催
- 4 緊急雇用創出事業による雇用の場の確保及びミスマッチの解消

第2 働き方改革の推進

「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」との連携した取組

I 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇改善

- 1 新規学卒者等に対する就職支援
 - ① 新規高卒者に対する就職支援
 - ② 新規大卒者等及び既卒3年以内の方に対する就職支援
- 2 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援
- 3 就職氷河期世代に対する就職支援
- 4 ニート等若者の人材育成支援
- 5 正社員転換・待遇改善の推進

II 女性の活躍推進

- 1 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援
- 2 女性の就業希望の実現
- 3 経営者、管理者、女性自身への啓発
- 4 企業への「イクボス」宣言の推進

III 長時間労働対策、年次有給休暇取得促進、職場の健康・安全確保等

- 1 労使団体への要請、企業への働きかけ等
- 2 多様な働き方の実現、男性の育児休業取得等の推進

重点事項

1 職業訓練の効果的な実施

- 1 求職者支援訓練と公共職業訓練の実施に係る総合的な地域職業訓練計画の策定
- 2 職業訓練の周知と受講者の就職支援

2 障がい者の就労促進

- 1 雇用と福祉の連携による就労支援
- 2 障がい者就職面接会の開催
- 3 障がい者の職業能力開発

3 高齢者の就業促進

- 1 高齢者雇用の確保に向けた取組
- 2 シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進

4 生活困窮者の就労促進

- 1 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

5 人手不足分野での人材確保

- 1 建設業関係、製造業等の人材確保対策
- 2 医療・介護分野における人材確保対策
- 3 外国人材の雇用対策

令和3年度 福島県雇用対策協定に基づく事業について

福島県が行うもの

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業者等を、県が実施する委託事業に従事する従業員として雇用する。
- 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び産業雇用安定助成金の制度について、県のホームページ等で周知する。

- ふくしま生活・就職応援センター・**広野事務所及び富岡事務所**での双葉地域等への帰還のための生活・就労相談や仮設住宅等への巡回相談を実施。
- 「福島広域雇用促進支援事業」を実施し、帰還者の雇用促進に資するよう事業展開を実施。
- 労働局と共同で合同面接会を開催。
- 緊急雇用創出基金（**交付金等**）事業の実施。

- 「福島県新規高卒者就職促進対策会議」の運営、「福島県高等学校就職問題検討会議」（労働局）への参加。
- 労働局と共同で合同就職面接会や合同企業説明会を開催。
- 労働局と共同で経済5団体への訪問による求人確保を要請。
- 労働局と共同で保護者に対する啓発文の送付。
- インターンシップを活用した学生の職業意識の醸成。
- 学卒者訓練の実施。
- 「**福島県正社員転換待遇改善実現プラン（労働局）**」における各種支援策の雇用対策での活用促進の周知・広報。
- 就職氷河期世代に対する各種支援策の周知。
- 地域若者サポートステーション事業（労働局）の周知。
- 「青少年支援協議会」のネットワーク活用し、地域若者サポートステーションとの連携した支援
- 県内企業の魅力情報の発信（企業PR動画の配信）

- 「福島県次世代育成支援企業認証制度」（働く女性応援）中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証の推進。
- 「子育て女性等の就職支援協議会」への参加、子育て・保育関連情報提供。
- 民間企業の事業主行動計画策定の周知・啓発。
- 経営者等向けに女性活躍とワーク・ライフ・バランスに関するセミナー開催。
- 企業訪問や広報によるイクボスの普及啓発。
- 「女性就職コーディネーター」による再就職支援

- 地元企業の正社員化や長時間労働の削減等に向けた取組に資する研修やコンサルティング（アドバイザー派遣）、多様な働き方のセミナー等を開催する。
- 企業や団体を訪問し、女性活躍やワーク・ライフ・バランス、男性の育児休業取得、イクボス、職場の健康・安全確保等の普及啓発を行うことにより、働き方改革の推進を図る。

- 労働局と連携した、雇用吸収力を有する事務分野や介護分野など多様な職業訓練コースの設定。
- ハローワークが開催する雇用保険受給者説明会で県が実施する委託訓練及び施設内訓練の説明。
- 労働局が主体となり実施する公的職業訓練制度及び訓練コースの周知・広報への連携。

- 「福島県自立支援協議会就労支援部会」（県）の開催。
- 労働局が開催する障害者就職面接会への協力。
- 「効果的な職業訓練の受講あっせんや、訓練受講生に対する就職支援を行うための「障がい者委託訓練」の実施。

- 労働局やハローワークと連携し、高齢者雇用安定法に基づく高齢者の雇用確保措置の周知啓発。
- 未就職高齢者の就業促進を図るため、シニア就業開拓（企業訪問）を実施するとともに、必要なマッチングやキャリアカウンセリングの実施。
- シルバー人材センター事業の普及・促進を図る。
- 「**シニア生活・就業サポート事業の実施（シニア就業支援員をいわき地域に配置）**」

- 生活保護受給者等に対して支援チームによる手厚い就労支援。
- 児童扶養手当を受給するひとり親家庭等に対して、福島県母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談や自立支援プログラムの策定等による就業支援
- 生活困窮者自立支援法に基づき、委託により設置する自立相談支援窓口による就労支援を行う。

- 福島県建設業協会が主催する「雇用改善業務推進委員会」への参加
- 「福島労働局人材確保対策推進協議会」（労働局）への参加。
- 「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」及び「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」の開催。
- 立地補助金を受けた企業に対する人材確保支援。
- 県内企業の魅力を発信するFターン就職情報の提供。
- 再エネ等成長産業5分野への人材マッチング
- 外国人材雇用に関するセミナー及び相談窓口による県内事業所支援

連携して取り組む雇用施策

特別対策

◇新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策

① 雇用維持・継続・確保に向けた支援

最重点事項

1 震災復興のための雇用対策

- ① 福島県内外の避難者の帰還・移住促進と雇用の安定
- ② 福島雇用創出総合支援事業の実施
- ③ 福島帰還希望者就職支援事業の実施
- ④ 緊急雇用創出事業（交付金等）による雇用の場の確保及びミスマッチの解消

2 働き方改革の推進 「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」との連携した取組

- ① 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇改善
 - ・新規学卒者等に対する就職支援
 - ・若者の県内企業への就職促進と職場定着支援
 - ・就職氷河期世代に対する就職支援
 - ・ニート等若者の人材育成支援
 - ・「**福島県正社員転換・待遇改善プラン**」の推進

- ② 女性の活躍推進
 - ・女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援
 - ・女性の就業希望の実現
 - ・経営者、管理者、女性自身への啓発
 - ・企業への『イクボス』宣言の推進

- ③ 長時間労働対策、年次有給休暇取得促進、職場の健康・安全確保等
 - ・労使団体への要請、企業トップへの働きかけ
 - ・テレワーク、男性の育児休業取得等の促進

重点事項

3 職業訓練の効果的な実施

- ① 地域ニーズを踏まえた適切な訓練コースの設定及びその円滑な実施
- ② 職業訓練の周知のための取組
- ③ 職業訓練受講者に対する就職支援

4 障がい者の就労推進

- ① 雇用と福祉の連携による就労支援
- ② 障がい者就職面接会の開催
- ③ 障がい者の職業能力開発

5 高齢者の就業促進

- ① 高齢者雇用の確保に向けた取組
- ② シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進

6 生活困窮者の就労促進

- ① 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

7 人手不足分野での人材確保対策

- ① 建設業関係等の人材確保対策
- ② 医療・介護分野における人材確保対策
- ③ 製造業分野における人材確保対策
- ④ 外国人材の雇用対策

福島労働局が行うもの

- 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口による支援
- 雇用調整助成金および新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の利用促進と迅速な支給
- 在籍出向の活用による雇用維持への支援
- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の再就職支援

- ハローワーク富岡による雇用支援及び**広野サテライト**での職業相談業務の実施。
- 県外ハローワーク（福島就職支援コーナーを含む）等と連携を図り、避難者に対してきめ細かい支援を行うことで帰還促進を図る。また、併せて**浜通り地域の移住者と誘致企業のマッチング促進**を図る。
- 県と共同で合同面接会を開催。
- 緊急雇用創出基金（交付金）事業の実施にかかる求人確保

- 「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」の開催。
- 働き方改革の推進について、県と連携した労使団体への要請、企業トップへ働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を実施。

- 「福島県高等学校就職問題検討会議」の設置・運営、「福島県新規高卒者就職促進対策会議」（県）の運営への参加。
- 県と共同で合同就職面接会や合同企業説明会を開催。
- 県と共同で経済5団体への訪問による求人確保を要請。
- 県と共同で保護者に対する啓発文の送付。
- 県と共同でインターンシップを活用した学生の職業意識の醸成を行う。
- 地域若者サポートステーション事業の実施。
- 「**福島県正社員転換・待遇改善実現プラン**」における各種支援策の実施、雇用対策（県）での活用依頼。
- 就職氷河期世代専門窓口（**福島・郡山（令和2年度新規）**）における就職から職場定着までの一貫した支援（職業紹介・訓練等）
- 「ユースエール認定企業」の普及拡大とマッチング強化

- くるみん認定・プラチナくるみん認定、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定の推進。
- 女性活躍推進法に基づく民間企業の事業主行動計画策定の取組推進。
- 「子育て女性等の就職支援協議会」の開催、子育て・保育関連情報提供。
- 企業訪問や広報によるイクボスの普及啓発。
- マザーズコーナーを中心とした再就職支援

- 働き方改革推進支援センターの設置・運営による中小企業事業主等への支援。
- 働き方・休み方の見直しに向けた取組の推進のため、ワークショップの開催や企業訪問の実施。

- 福島県地域訓練協議会にける求職者支援訓練と公共職業訓練の実施に係る総合的な「地域訓練計画」を策定。
- 地域の訓練ニーズや求職者ニーズを踏まえた訓練コース設定により地域に必要な人材育成の推進。
- 職業訓練情報（ハートレニングスケジュール：年4回作成）や労働局ホームページを活用した職業訓練の周知及びハローワークが開催する職業訓練説明会、訓練施設見学等による誘導。
- 訓練修了1か月前の未内定全員への来所相談の実施及び修了後の就職支援の強化。

- 「福島県自立支援協議会就労支援部会」（県）への参加。
- 県内各地で障害者就職面接会の実施。
- 「障がい者委託訓練」（県）への受講あっせん、就労支援。
- 県が実施する障がい者委託訓練にかかる効果的な職業訓練の受講あっせんや、訓練受講生に対する就職支援。
- 法定雇用率の達成に向けた取組の強化。

- ハローワークと**連携し高齢者**雇用確保措置が未実施である企業に対し、計画的かつ重点的な個別指導を実施する。また、**令和3年4月より施行された高齢者就業確保措置の努力義務化について事業主に対し周知・啓発**を図るとともに、生涯現役で働くことができる企業の普及等に向けた取組を行う。
- ハローワークは、シルバー人材センターと連携し、軽易な就業等に関する情報提供を積極的に行う等により、高齢者の就業促進を図る。
- 生涯現役支援窓口（**福島・いわき・郡山・会津若松・白河（令和2年度新規）**）での再就職支援。

- 「生活保護受給者等就労自立促進事業」にかかる支援対象者への就職支援及び求人・求職動向や訓練ニーズ、公的職業訓練申込状況、実施状況を県に提供。
- 求職者支援制度による職業訓練や給付金支給を通じた就職支援。

- 福島県建設業協会が主催する「雇用改善業務推進委員会」への参加
- 「福島労働局人材確保対策推進協議会」の開催。
- 「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」（県）及び「地域別福祉・人材育成確保対策会議」（県）への参加。
- ハローワークにおけるミニ面接会・見学会の開催。
- 人材確保対策コーナー（**郡山・福島・いわき・会津若松（令和3年度新規）**）での積極的なマッチング支援。
- 再エネ等成長産業5分野について、求職者の興味を喚起する取組
- 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言、援助。
- 多言語コンタクトセンター等を活用した職業相談の実施。

— 令和3年度 —

福島県雇用対策協定に基づく事業計画

福島県・福島労働局

令和3年度 福島県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

◆令和3年度特別対策

◇新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策

| | |
|--|---|
| (1) 雇用維持・継続に向けた支援 | 3 |
| ① 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での支援 | 3 |
| ② 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の利用促進と迅速な支給 | 3 |
| ③ 在籍出向の活用による雇用維持への支援 | 4 |
| ④ 失業者等への雇用機会の提供 | 4 |

第 I 最重点事項

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 震災復興のための雇用対策 | 5 |
| (1) 福島県内外の避難者の帰還・移住促進と雇用の安定 | 5 |
| (2) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施 | 5 |
| (3) 緊急雇用創出事業活用による雇用の場の確保 | 6 |
| 2 働き方改革の推進 | 7 |
| (1) 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇改善 | 7 |
| ① 新規学卒者等に対する就職支援 | 7 |
| ② 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援 | 9 |
| ③ 就職氷河期世代に対する就職支援 | 10 |
| ④ ニート等若者の人材育成支援 | 10 |
| ⑤ 正社員転換・待遇改善の推進 | 11 |
| (2) 女性の活躍推進 | 12 |

| | |
|------------------------------------|----|
| ① 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援 | 12 |
| ② 女性の就業希望の実現 | 13 |
| ③ 経営者、管理者、女性自身への啓発 | 14 |
| ④ 企業への『イクボス』宣言の推進 | 14 |
| (3) 長時間労働対策、年次有給休暇取得促進、職場の健康・安全確保等 | 15 |

第Ⅱ 重点事項

| | |
|--------------------------------------|----|
| 3 職業訓練の効果的な実施 | 16 |
| (1) 地域ニーズを踏まえた適切な職業訓練コースの設定及びその円滑な実施 | 16 |
| (2) 職業訓練の周知のための取組 | 17 |
| (3) 職業訓練受講者に対する就職支援 | 17 |
| 4 障がい者の就労促進 | 18 |
| 5 高齢者の就業促進 | 19 |
| (1) 高齢者雇用の確保に向けた取組 | 19 |
| (2) シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進 | 19 |
| 6 生活困窮者の就労促進 | 20 |
| (1) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進 | 20 |
| 7 人手不足分野での人材確保対策 | 21 |
| (1) 建設業関係等の人材確保対策 | 21 |
| (2) 医療・介護分野における人材確保対策 | 22 |
| (3) 製造業分野における人材確保対策 | 24 |
| (4) 外国人材の活用による雇用対策 | 25 |

前文

福島県知事と厚生労働省福島労働局長（以下、「福島労働局長」という。）は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を図ることを目的として、相互に連携を密にして、雇用対策を効果的にかつ一体的に取り組む福島県雇用対策協定を締結した。

本協定の第2条に基づき、令和3年度において実施する事業を次のとおり定める。

なお、この福島県雇用対策協定は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づく「福島県雇用施策実施方針」に代わるものである。

これにより、福島県知事から福島労働局長に対し、本方針に定める事項に関する要請があった場合、福島労働局長は当該要請に応ずるよう努め、県内における雇用対策を綿密な連携・協力の下に推進していく。

◆令和3年度特別対策

◇ 新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策

目標値等：

- ① 従業員を解雇せず雇用の維持を図った事業主に対し、休業手当、賃金等の一部を助成するため、支給申請後迅速な支給処理を行う。
- ② 雇用創出数 50人

① 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での支援

福島労働局及び各監督署・各ハローワークに開設している「新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口」において、相談内容に応じて事業主や労働者に対して懇切丁寧な対応を行う。

② 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の利用促進と迅速な支給

経済団体や金融機関等を通じて雇用調整助成金等の更なる周知広報及び利用促進を図り、迅速な支給に努める。

資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金を活用した休業手当の支払いが困難な中小企業の労働者に対しては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用の周知・広報を行うことにより利用促進を図り、迅速な支給処理を行う。

③ 在籍出向の活用による雇用維持への支援

一時的に雇用過剰となった事業主が従業員の雇用を守るため、人手不足などの事業主との間で「雇用シェア」（在籍型出向）を行うことにより、雇用を維持する取り組みを支援する。そのためには、産業雇用安定助成金の周知・活用促進を図り、産業雇用安定センターと連携した支援を行う。

④ 失業者等への雇用機会の提供

新型コロナウイルス感染症等の影響による失業者等に対し、連携した就職支援を実施する。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|---|--|
| ① 労働局の特別相談窓口において、相談内容で県が所管であるものについては、迅速に相談先を教示する等連携を図る。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇者の状況について情報共有を行い、大量解雇者が発生した場合は、連携した就労支援を実施する。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業者等を、県が実施する委託事業に従事する従業員として雇用する。 ② 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び産業雇用安定助成金の制度について、県のホームページ等で周知を図る。 | ① 特別相談窓口において、休業、解雇、雇用調整助成金等の相談について、きめ細やかに対応する。 ② 失業の未然防止のため、雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の利用促進と迅速な支給を図る。 ③ 一時的に雇用過剰となった事業主の従業員の雇用を守るため、「雇用シェア」（在籍型出向）による雇用維持の取組を支援するとともに、産業雇用安定助成金の周知・活用促進する。 ④ 新型コロナウイルス感染症等の影響による失業者等に対し、個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 |

第 I 最重点事項

1 震災復興のための雇用対策

目標値等：雇用創出数
3,400人

(1) 福島県内外の避難者の帰還・移住促進と雇用の安定

新たな国の避難解除を受け、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難していた住民が、帰還に向けた生活再建のための総合的な雇用支援を行う。

○ ハローワーク富岡等による雇用支援

「ハローワーク富岡」により、避難者及び避難指示区域（避難解除区域を含む）に居住していた住民又は地元相双地域に再び帰還等により居住する方などの雇用の安定を図るための雇用支援を行う。

また、「ふくしま生活・就職応援センター富岡事務所」を県富岡合同庁舎内に設置し、被災求職者の就労による生活再建・自立支援を図る。

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|---|--|
| ① 県富岡合同庁舎に相談員2名を配置し、双葉地域等への帰還のための生活・就労相談や浜通り仮設住宅等への巡回相談を実施。 | ① ハローワーク富岡において、求人情報の検索、職業相談・紹介業務を行う。 ② 定期的に「ミニ面接会」を開催し、就職支援を行う。 |

(2) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施

県は、帰還者等の雇用の安定を図るための取組をより効果的に実施するために、地域による自主性・創意工夫ある取組を支援する重要性により、平成25年5月31日から県と被災自治体等による福島広域雇用促進支援協議会（以下、「協議会」という。）を組織しており、事務局は、県雇用労政課が引き続き務める。

また、福島県外に避難している福島帰還希望者に対して、広報紙による各被災自治体等の雇用支援策の情報発信及び福島県内企業を集めた合同就職面接会を開催するなど帰還促進を図る。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|---|--|
| <p>① 労働局は、県や被災自治体等により構成された協議会が提案した雇用対策・就職支援の取組に係る事業の中から、効果が高いと思われる事業（福島県雇用促進支援事業）を協議会へ委託する。</p> <p>② 帰還希望者やU・Iターン希望者など福島県への就職希望者に対して、福島県内の企業を集めた合同就職面接会を実施するとともに、県内企業の求人情報や魅力情報を提供する。</p> | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| <p>① 県が事務局を務める協議会が「福島雇用促進支援事業」を労働局から受託し、帰還者の雇用促進に資するように事業展開する。</p> <p>② 県内6か所に「ふくしま生活・就職応援センター」を設置し、被災者のきめ細かい生活・就労相談を行うことにより、生活再建・自立へ向けた支援を行う。また、県内（中通り・会津地方）及び県外の仮設住宅等への巡回相談を実施する。</p> | <p>① 福島帰還者等に対し個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。</p> <p>② 県外ハローワーク（福島就職支援コーナーを含む）等と連携を図り、避難者に対してきめ細かい支援を行い、帰還促進を図る。</p> |

（3）緊急雇用創出事業活用による雇用の場の確保

被災求職者の就労支援及び産業施策と一体となった安定的な雇用の確保を図ることにより、被災求職者の生活の安定、産業復興のための人材確保を支援する。

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|--|--|
| <p>① 原子力災害の影響を受けた本県被災者について、民間企業・NPO等への委託による一時的な雇用機会の確保等を通じ、その生活の安定を図り、次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて行う「原子力災害対応雇用支援事業」を実施し、併せてハローワークへの求人提出勧奨を行う。</p> <p>② 産業施策と一体となった安定的な雇用の確保を図る「ふくしま産業復興雇用支援事業」を実施し、当該事業を活用して被災求職者を雇い入れる事業主に対してハローワークへの求人提出勧奨を行う。</p> | <p>① 「原子力災害対応雇用支援事業」の実施主体である福島県・市町村と連携し委託先事業所に対し、ハローワークへの求人申し込み勧奨と求人確保及び就職支援を行う。</p> <p>② 「ふくしま産業復興雇用支援事業」を活用する事業主に対して、ハローワークへの求人申し込み勧奨と求人確保及び就職支援を行う。</p> |

2 働き方改革の推進

目標値等：

- ① 県及び労働局幹部等による企業トップ訪問 24社以上

働き方改革の推進を図っていくため、政労使が参画する「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」との連携した取組を行っていく。

県と労働局が連携して実施する事業

- ① 労働局は県や関係機関を構成員とする「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」を開催し、情報共有を図るとともに、働き方改革に関する支援についての周知広報、啓発等を行う。
- ② 労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。

(1) 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇改善

① 新規学卒者等に対する就職支援

新規高卒者の円滑な就職促進と未内定者ゼロ、新規大卒者等の県内企業への就職促進により、地域経済を支え、復興を促進する人材の確保に努める。

ア 新規高卒者に対する就職支援

就職支援のノウハウの少ない高校を重点的に支援し、県内就職の促進を図る。

目標値等：

- ① 令和4年3月新卒者の県内就職割合
77.0%以上
(福島労働局調べ)
- ② ユースエール認定企業数
7社以上
- ③ ハローワークによる正社員就職・正社員転換数
●●●人以上 (3月下旬頃確定)
- ④ ハローワークによる正社員求人数
●●●人以上 (3月下旬頃確定)
- ⑤ 正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～54歳)不安定就労者・無業者の件数 ●●●人以上
(3月下旬頃確定)



県と労働局が連携して実施する事業

- ① 県主催の「福島県新規高卒者就職促進対策会議」が策定した「新規高卒者就職サポートプログラム」を労働局・県教育委員会等関係機関と共同で実施する。
- ② 県と労働局の共催により、県内各方部において就職面接会を開催する。
- ③ 経済5団体への求人確保要請(福島県知事、福島県教育長、福島労働局長の3者による訪問要請)を行う。

- ④ 県内企業（従業員50人規模以上）への文書による求人確保要請（福島県知事、福島県教育長、福島労働局長3者連名による文書）を実施する。
- ⑤ 県と労働局が共同で、保護者に対する意識啓発を実施する。
- ⑥ 12月段階で未内定者全員をハローワークへ求職登録することについて、福島県教育委員会等を通じて高等学校側に周知徹底しながら、卒業までに1人でも多く就職が決まるよう1月以降集中支援を実施する。
- ⑦ 進路アドバイザーや就職支援ナビゲーターが連携して職業相談・求人情報の提供・個別求人開拓・職業紹介等の個別支援を行う。
- ⑧ 未内定者に対しての新規高卒者等就職面接会を開催する。

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 「福島県高等学校就職問題検討会議」に福島県教育委員会と参画する。 ② 福島県教育委員会等が配置する進路アドバイザー等により、求人開拓、求人確保の提供、就職準備講習、模擬面接、産業現場でのインターンシップによるキャリア教育推進等により早期就職決定支援を行う。 ③ 就職後の早期離職を防止し、職場定着を図るため、高校生への職業講話や企業への定着支援等を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 「福島県高等学校就職問題検討会議」を主催し、「新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせ」事項を策定する。 ② 就職支援ナビゲーターが計画的に学校を訪問し、支援ニーズの把握に努めるとともに、学校の進路指導担当者等と連携し、求人開拓、求人確保の提供、就職準備講習、模擬面接、高校内外企業説明会、応募前職場見学等の必要な支援を行う。 ③ 新卒者等の求人事業主から「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づく「青少年雇用情報」の提出を求め、就労実態等の職場情報を生徒（学生）に提供することによりミスマッチによる早期離職を防止する。 ④ 福島労働局サイト内に「ふくしま高校生・大学生労働局（特設サイト）」を開設し、初めての就職に不安を抱える高校生等に対して、採用スケジュール、求人票の見方、面接の受け方、各種労働法令等をわかりやすく解説、高校生等若年者の就職活動を幅広く支援する。 |

イ 新規大卒者等及び既卒 3 年以内の方に対する就職支援

| 県と労働局が連携して実施する事業 |
|---|
| ① 「新卒応援ハローワーク、ハローワーク」及び「ふるさと福島就職情報センター」において、就職相談や求人企業と学生等によるマッチングを支援するとともに、県と労働局共催により東京及び県内で「就職ガイダンス（合同企業説明会）」や「大卒等合同就職面接会」を開催する。 |
| ② 就職支援ナビゲーターやふるさと福島就職情報センター職員が大学等を訪問して出張相談やセミナー、個別支援を行う。 |
| ③ 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の周知・啓発に努め既卒 3 年以内の方の応募機会の拡大を図る。 |
| ④ 県内外の学生が県内事業所で実施するインターンシップの受入支援を行う。 |
| 県が実施する事業 |
| ① 県内外の学生や生徒を対象とする企業PR動画（1社当たり4分程度）をWEB上で動画配信することにより、県内企業の魅力情報を発信する。 |
| ② 東京都及び県内で合同企業説明会を開催する。 |

② 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援

若者の県内企業への就職促進と定着を図り、福島県を支える人材を確保する。

| 県と労働局が連携して実施する事業 |
|---|
| ① 中小企業における新規学卒者等の早期離職が多い現状を踏まえ、早期離職防止を図るためインターンシップ、企業説明会の実施、応募前職場見学会などを積極的に実施する。 |
| ② 「ユースエール認定企業」、「福島県次世代育成支援企業認証取得企業」を主体とした「就職面接会」や「企業説明会」を開催し、企業が求める人材の円滑な採用と求職中の若者とのマッチング向上を図る。 |
| ③ 進路アドバイザーとハローワークの就職支援ナビゲーターが連携して職場訪問を実施し、新入社員への直接面談を通して、早期離職防止を図る。 |
| ④ 雇用環境改善による「魅力ある職場づくり」の取組を関係機関と連携し推進する。 |
| ⑤ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）の施行（平成 27 年 10 月 1 日付け）に係る制度活用の周知・啓発を行う。 |

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|--|---|
| ① 新入社員、中堅社員ごとに研修会を開催し、人材定着を図る。 ② 上記研修会終了後、新入社員を対象に交流会の開催や巡回相談を実施する。 ③ 各高等学校等に若手社員を派遣して、社会人講話を実施する。 ④ 人材定着のためのノウハウや他企業の事例を伝える管理職向けセミナーを開催する。 | ① 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況が優良な「ユースエール認定企業」の情報発信を強化し、認定企業へのマッチング強化及び更なる普及拡大を図る。 ② ハローワーク内に設置した在職者向け相談窓口において離職防止を図る。 |

③ 就職氷河期世代に対する就職支援

就職氷河期世代の不安定就労者に対し、就職から職場定着までの一貫した支援を実施する。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|--|--|
| ① 労働局は県や関係機関を構成員とする福島県プラットフォームを設置し、会議開催により各関係機関等が実施している支援策の情報共有を図る。また、実施計画を策定し、地域全体で就職氷河期世代の就労支援を行う。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① ふるさと福島就職情報センター福島窓口に専門の相談員を配置し、個別相談やオンラインセミナーを実施する。 ② 国の「特定求職者雇用開発助成金」へ上乗せ補助を行うとともに、奨励金等の周知を行い、不安定な就労状態にある方の就労促進を行う。 ③ 企業に対して「就職氷河期世代年齢限定求人」の登録を勧奨する。 | ① 県内ではハローワーク福島及び郡山に専用窓口を設置し、キャリアコンサルティング・生活設計・求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。 ② 雇用関係助成金の活用周知を行い、不安定な就労状態にある方の就労促進を行う。 ③ 求職者支援訓練及び福島県、機構福島支部が実施する職業訓練の積極的な周知・あつ旋を行う。 |

④ ニート等若者の人材育成支援

ニート等の若年無業者等が充実した職業生活が送れるよう県やハローワーク等関係機関が協働で若者の職業的自立に向けた就労支援を実施する。

また、県が実施する「ひきこもり対策」についても関係機関が連携し支援を実施する。

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|---|---|
| ① 福島労働局と連携し、地域若者サポートステーション事業の周知を図る。 ② 困難を有する青少年を関係機関・団体が連携して総合的に支援するために県が設置している「青少年支援協議会」のネットワークを活用し、地域若者サポートステーションと連携した青少年の支援体制を構築する。 | ① 若年無業者等が職業的自立できるよう「地域若者サポートステーション事業」を展開し、受託先である地域若者サポートステーションがハローワーク及び地方公共団体等関係機関と連携し、相談事業、職業体験・就職支援事業、就職後の定着・ステップアップ事業を活用した就職支援を行う。 ② 高校中退者等に対する切れ目ない支援を実施するため、中途退学し就労への進路変更が明確となった者に対し、教育委員会や学校等と地域若者サポートステーションが連携して就労・自立に向けた支援に取り組む。 |

⑤正社員転換・待遇改善の推進

非正規雇用労働者の正社員への転換・待遇改善の実現に向けた取組みを強力に推進するため、「2020年度 福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」の目標に掲げ、福島県内の経営者団体等に対する働きかけや気運の醸成を図る。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|---|--|
| ① 県と労働局は、目標達成のために共働で周知・広報に取り組む。 ② 県と労働局は、企業への非正規社員の正社員化の要請を行う。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 労働局が実施するプランにおける各種支援策の雇用対策での活用促進の周知・広報を図る。 | ① ハローワークにおける正社員求人への積極的確保や、正社員就職に向けた担当者制による支援等 ② 業界団体等に対する非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組についての要請 ③ キャリアアップ助成金の活用促進による正社員転換等の推進 ④ その他正社員転換等に向けた各種施策の実施 |

(2) 女性の活躍推進

総雇用者数に占める女性の雇用者数は徐々に伸びてはいるが、結婚や出産、育児を機に離職する女性の割合が先進諸国に比べてまだ多く、特に約5割の女性が第1子出産を機に退職している。

女性が退職することなく能力を高めつつ働き続けられる、男女が共に働きやすい職場環境の実現が必要である。

目標値等：

- ① くるみん認定・えるぼし認定（プラチナ認定含む）企業数 5社以上
- ② 次世代育成支援企業認証企業数 130社以上
- ③ イクボス宣言企業数 110社以上



① 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援

女性の活躍推進や両立支援制度を利用した働きやすい職場環境が整備されるよう、積極的に企業へ働きかけていく。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|--|---|
| ① 労働局は県や関係機関を構成員とする「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」を開催し、情報共有を図るとともに女性活躍の取組を協議し、職業生活における女性の活躍を推進する。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 「福島県次世代育成支援企業認証制度」（「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証）及び「働きやすい職場環境づくり推進助成金制度」「ワーク・ライフ・バランス大賞表彰」「働き方改革奨励金」を通し、女性の活躍推進や両立支援制度等、働きやすい職場環境づくりを推進する。 | ① くるみん認定（次世代育成支援対策推進法に基づく認定）、えるぼし認定（女性活躍推進法に基づく認定）を推進するとともに、福島県が行う「福島県次世代育成支援企業認証制度」（「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証）について周知啓発を行う。 |
| ② 労働局が行うくるみん認定（次世代育成支援対策推進法に基づく認定）、えるぼし認定（女性活躍推進法に基づく認定）について周知啓発を行う。 | ② 事業主等を対象とした雇用管理セミナーを開催し、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援制度について、周知啓発を図るとともに、県が行う「働きやすい職場づくり推進助成金等」の周知を行う。 |
| ③ 企業の経営者や管理者を対象とした女性活躍のための経営塾や女性を対象とした女性管理 | ③ 女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計 |

| | |
|---|--|
| <p>職・リーダー塾（連続講座）等のセミナーを開催し、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組む。</p> <p>④ ふくしま女性活躍推進計画を改定し、引き続き女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援に取り組む。また、労働審議会において、同計画の進行管理を行う。</p> | <p>画策定の取組を推進するとともに、福島県が作成する女性の職業生活における活躍についての推進計画について助言等を行うとともに、同計画の推進について連携を図る。</p> <p>④ 両立支援等助成金制度により、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援する。</p> |
|---|--|

⑤ 女性の就業希望の実現

就職を希望する子育て女性等のために、関係機関が連携し、就職支援や子育て支援に関する各種情報を共有すること等により、女性の就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議しながら総合的な支援を行う。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|--|--|
| <p>① 労働局は「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会」を主催するとともに、子育て女性の就職支援に取り組む関係機関と情報交換のための「子育て女性等就職支援ネットワーク」を県と形成し、子育て・保育関連情報等の総合的な支援を実施する。</p> | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| <p>① 福島県男女共生センターが県内4方部で実施しているチャレンジ支援相談において、再就職やキャリアアップ、起業等の情報を提供するほか、内職の斡旋を行う。</p> <p>② 求職者を対象とした職業訓練において、子育て中の女性が受講しやすい託児サービスを付加した訓練コースを設定し、実施する。</p> <p>③ ふるさと福島就職情報センター福島窓口に女性就職コーディネーターを配置し、結婚、出産、介護等で離職した女性の再就職を支援する。</p> | <p>① マザーズコーナーを設置するハローワーク（福島所・いわき所・会津若松所・郡山所）はじめ県内ハローワークにおいては、関係機関と連携し、女性の再就職を促進するための総合的な支援を行う。</p> |

⑥ 経営者、管理者、女性自身への啓発

男女が共に働きやすい職場環境の実現のために、セミナー等を開催し、意識開発及び周知等を行う。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|--|--|
| ① 労働局と県は、それぞれの事業主や経営者向けのセミナー等を開催し、意識開発及び周知等を行う。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 労働局が開催する、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援を目的に事業主等を対象とした雇用管理セミナーについて、周知等の協力を行う。 | ① 事業主等を対象とした雇用管理セミナーを開催し、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援について、意識啓発を図る。 |
| ② 経営者等向けの女性活躍に関するセミナーを実施する。 | ② 県が実施する経営者等向けの女性活躍に関するセミナーについて周知等に協力する。 |

⑦ 企業への『イクボス』宣言の推進

仕事と家庭生活の両立しやすい職場環境を整備するため、県内企業に対し「イクボス」宣言等について働きかけを行う。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|--|--|
| ① 県内経済団体と締結する「新生ふくしま」イクボス宣言促進協定に基づき、労働局は県と連携して、県内にイクボスを増やすため、県内企業の経営トップへ働きかけを行う。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 県内の業界団体を直接訪問し、ワーク・ライフ・バランスの効用や必要性、長時間労働の是正など働き方改革への取り組みについて、普及啓発するとともに、業界を通して経営者や管理者にイクボス宣言を促し、イクボス経営の機運を醸成する。 | ① 企業トップ訪問時やくるみん認定企業等に対し、イクボス宣言の働きかけを行う。 |
| ② イクボス出前講座を実施し、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児等への参画を促す企業を増やす。 | ② 労働局ホームページにおいて、宣言企業について情報発信する。 |
| ③ 県のホームページにおいて、宣言企業について情報発信する。 | ③ 魅力ある職場づくり推進セミナーにおいて、イクボス宣言のリーフレットを配布し、周知啓発を図る。 |

(3) 長時間労働対策、年次有給休暇取得促進、職場の健康・安全確保等

仕事と生活の調和の実現に向け、長期間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進、職場の健康・安全確保等に取り組むよう、県と連携しながら労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。

また、テレワークや男性の育児休業取得促進等を図ることにより、社会全体の意識改革を含めた働き方の見直し（改革）を推進する。

目標値等：
時間外・休日労働時間数が1ヶ月当たり80時間を超えていると考えられている事業場や長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場の全数に対しての監督指導の実施

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|---|---|
| <p>① 労使団体への要請、企業トップへの働き掛け、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。</p> <p>② 関係機関と連携し、テレワークや男性の育児休業取得促進等に取り組み、社会全体の意識改革を含めた働き方の見直し（改革）を推進する。</p> | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| <p>① 業界に対して会議等に講師を派遣し、業界全体への理解と取組を進める。</p> <p>② 長時間労働の削減や正社員化等に向けた取組を支援するコンサルティング（働き方改革アドバイザー派遣）を実施する。</p> <p>③ イクボス出前講座を実施し、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児等への参画を促す企業を増やす。</p> <p>④ 労働局が開催する「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」と連携し、働き方の改革を推進する。</p> | <p>① 時間外・休日労働時間数が1ヶ月当たり80時間を超えていると考えられている事業場や長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し、監督指導を行う。</p> <p>② 働き方・休み方の見直しに向けた取組の推進のため、ワークショップの開催や企業訪問を行う。</p> <p>③ 働き方改革推進支援助成金を活用して、長時間労働の抑制やテレワークに取り組む事業主を支援する。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、両立支援助成金を活用して、男性の育児休業取得促進等に取り組む事業主を支援する。</p> |

第Ⅱ 重点事項

3 職業訓練の効果的な実施



目標値（就職率）

| | | |
|---------|-------|-----|
| 公共職業訓練 | 委託訓練 | 75% |
| | 施設内訓練 | 80% |
| 求職者支援訓練 | 基礎コース | 58% |
| | 実践コース | 63% |

少子高齢化の進展や産業構造の変化などから、「働き方改革」「生産性の向上」が国の重要な施策となる中、求職者等が安定した職業に就くためには人材育成が重要である。そのためには、地域ニーズに応じた技能・知識を習得できる多様な訓練機会を設定するなど、公共職業訓練及び求職者支援訓練を適切に実施することが必要である。

県と労働局の連携のもと、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部（以下「機構福島支部」という。）の協力を得ながら、労働局が主催する「福島県地域訓練協議会」において「福島県地域職業訓練実施計画」を策定し、総合的な計画として効果的に実施していく。

（１）地域ニーズを踏まえた適切な職業訓練コースの設定及びその円滑な実施

求人・求職者の動向や地域の訓練ニーズを把握し、求職者を対象とした公共職業訓練及び求職者支援訓練のコース設定を行うとともに、関係機関が連携し、円滑な職業訓練を実施する。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|---|--|
| ① 県と労働局がそれぞれの訓練コースの内容や実施場所、時期、定員数を設定するに当たって、労働局やハローワークが把握している求人者の訓練ニーズや求職者ニーズ（求職者の希望する訓練内容等）の情報を共有する。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 県は雇用吸収力を有する事務分野や介護分野など多様な公共職業訓練のコース設定を行う。 | ① 労働局は人材不足分野等（介護分野、医療事務分野、震災復興分野）を始めとする地域ニーズを踏まえた実践的な求職者支援訓練のコース設定を行う。 |
| ② 設定した公共職業訓練コースについて、民間の教育訓練機関等に委託して実施する。 | ② 設定した求職者支援訓練コースについては、民間の教育訓練機関等が機構福島支部の認定を経て実施する。 |

(2) 職業訓練の周知のための取組

設定した職業訓練コースを求職者に広く認知されるよう、様々な機会を捉えて職業訓練の周知を行う。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|------------------|---|
| ① | 職業訓練の受講機会があることを広く認知されるよう、労働局はハローワーク利用ガイドや労働局ホームページ、ハローワークインターネットサービス内の「ハロートレーニングコース検索」を活用するとともに、県はテクノアカデミーが作成する訓練コース案内リーフレットや福島県のホームページなどを活用する。 |
| ② | テクノアカデミーは、労働局・ハローワークから依頼される職業訓練コースの説明会等の周知広報及び担当職員の出席について積極的に協力するとともに、ハローワークが開催する雇用保険受給者説明会等で、県が実施する公共職業訓練を説明する。 |
| 労働局が実施する事業 | |
| ① | ハローワークが開催する雇用保険受給者説明会等の開催時に、職業訓練制度の概要や受講に必要な手続き等を案内する。 |
| ② | ハローワークは、就職に向け職業訓練受講を必要とする求職者等へジョブ・カードを活用したキャリアコンサルタントを実施し、適切な職業訓練の受講あつ旋に努めるとともに、一定の要件を満たす求職者に対して給付金を支給し支援する。 |

(3) 職業訓練受講者に対する就職支援

訓練受講中から訓練修了後まで、連携を図りながら受講者への就職支援を実施する。

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|---|---|
| ① テクノアカデミーは、一人でも多くの訓練受講者を訓練修了後に就職に結びつけるべく、ハローワークと連携を図りながら、訓練受講者に対する就職支援を行う。 | ① ハローワークは、概ね訓練修了1か月前の就職未内定者全員に来所相談を実施し、訓練受講者の就職ニーズを把握のうえ担当者制等の支援メニューを活用し訓練受講者の早期就職を目指す。 |
| ② テクノアカデミーは、訓練修了後の訓練受講者の就職進捗状況を定期的にハローワークに情報提供を行う。 | ② ハローワークは、訓練修了後の訓練受講者の就職進捗状況を訓練実施機関との連携により就職未内定者を把握し、ニーズに適した求人情報提供などの就職支援を強化する。 |
| ③ ふくしま生活・就職応援センターにおいて、訓練終了後の受講者に対して就職相談やマッチング等の支援を行う。 | |

4 障がい者の就労促進

目標値等

民間企業における障がい者雇用率 2.3%

県内の障がい者の雇用状況は、民間企業に雇用されている障がい者数5,170人※（令和2年6月1日現在）と過去最高を更新するなど、着実に改善している。一方、障がい者の実雇用率は年々上昇傾向にあるが、2.16%（令和2年6月1日現在）と全国平均（2.15%）を初めて上回っているものの依然として法定雇用率（2.2%）を下回っており、また、雇用率達成企業割合についても55.7%と企業の半数程度にとどまっている現状にあり、更に、令和3年3月1日より、民間の法定雇用率が2.3%に引き上げられることから、なお一層の取組が必要である。

このため、県と労働局は連携して以下の事業に取り組み、障がい者の就労を促進していく。

（※障がい者雇用については、短時間勤務を0.5人、重度障がい者雇用については×2（ダブルカウント）の換算をしている。）

県と労働局が実施する事業

- ① 県は、労働局等を構成員とする「福島県自立支援協議会就労支援部会」を開催し、関係機関等と情報共有、連携の緊密化を図る。
- ② 労働局は、県及び県内6か所の「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業と生活両面にわたる支援が必要な障がい者に対して効果的・継続的な支援を実施することにより、円滑な就職、職場定着を図る。また、県が主催する「福島県自立支援協議会就労支援部会」において、構成関係機関等と地域の障がい者に対する支援体制の課題について検討・情報共有や連携の緊密化を図る。
- ③ 労働局は、県、関係各機関と連携し、県内7会場にて、障がい者と雇用率未達成企業等が一堂に会する障害者就職面接会を開催する。
- ④ 県は、障がい者の多様なニーズに応じた公共職業訓練のコースを設定し、事業所や民間の教育訓練機関等に訓練を委託する「障がい者委託訓練」を実施し、労働局は、効果的な職業訓練の受講あっせんや、訓練受講者に対する就職支援を行う。
- ⑤ 県は、障がい者等の受入可能な事業所を開拓し、県が事業主に職場内での訓練を委託してその能力に適した職種についての実地訓練を行い、それにより作業環境に適応させ、職場に対する心理的不安を取り除きながら技能を身につけ、訓練修了後は、訓練を委託した当該事業所への就職を目指す。

5 高齢者の就業促進

目標値等

高齢者雇用確保措置 100%

シルバー人材センター会員数 ●●●名

(3月下旬頃確定)

少子高齢社会が進み、高齢者による労働力不足解消が課題となっており、働く意欲のある高齢者が、能力や経験を活かすことのできる生涯現役社会を目指すことが求められている。

(1) 高齢者雇用の確保に向けた取組

高齢者等が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用安定法に基づく、高齢者雇用確保措置（定年制廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入）が確実に実施されるよう、計画的かつ重点的な個別指導を実施するとともに、生涯現役で働くことができる企業の普及等に向けた取組を行う。

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|--|---|
| <p>① 県は、労働局やハローワークと連携し、高齢者雇用安定法に基づく、高齢者雇用確保措置の周知啓発を行う。</p> <p>② 企業のニーズ掘り起こし及び高齢求職者の掘り起こしを行うマッチング支援員を配置し、高齢者の就業促進を図る。</p> | <p>① 労働局とハローワークは、高齢者雇用確保措置が未実施である企業に対し計画的かつ重点的な個別指導を実施する。また、令和3年4月より施行された高齢者就業確保措置の努力義務化について事業主に対し周知・啓発を図るとともに、生涯現役で働くことができる企業の普及等に向けた取組を行う。</p> <p>② 「生涯現役支援窓口」を設置するハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山・白河において、概ね60歳以上（特に65歳以上）の高齢求職者に対し、手厚い再就職支援を実施する。</p> |

(2) シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進

シルバー人材センターは、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した

臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により地域社会の活性化に貢献しており、生涯現役社会の実現のため重要な役割を果たしている。このため、シルバー人材センター事業の普及を促進するとともに、シニア就業開拓等を通し、未就業高齢者の就業促進を図る。

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|--|---|
| <p>① 県内の各シルバー人材センターに係る就業機会開拓、会員拡大を含めた育成指導を行う（公社）福島県シルバー人材センター連合会に対し、国補助金と同額の運営費一部補助を行うとともに、連合会の他県内26シルバー人材センターに対する公益社団法人の指導監督を行い、適正な運営が確保されるよう取り組む。</p> <p>② 生涯現役社会の実現を進めるため、シニア就業開拓（企業訪問）を実施するとともに、必要なマッチングやキャリアカウンセリングを行い、高齢者の就業促進を図る。</p> | <p>① 労働局は、シルバー人材センターが従来の請負事業のほか、派遣事業や職業紹介事業によって、人手不足分野や現役世代を支える分野で就業機会・職域拡大ができるよう支援を行う。</p> <p>併せて、労働者派遣事業及び職業紹介事業の適正な事業運営就業の指導を行う。</p> <p>② ハローワークは、シルバー人材センターと連携し軽易な就業等に関する情報提供を積極的に行う等により、高齢者の就業促進を図る。</p> |

6 生活困窮者の就労促進

目標値等

生活保護受給者の就職件数

年間●●●件（3月下旬頃確定）

（1）生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

生活保護受給者等を含め広く生活困窮者の自立を促進するため、生活保護、児童扶養手当及び生活困窮者自立支援制度を担当する県の福祉部門と、労働局・ハローワークが、就労支援の目標を共有するとともに、就労支援における役割分担と連携方法を明確にし、早期支援の徹底、求職活動状況の共有化等きめ細かな就労支援を推進し、地域社会・経済の維持・活性化に向けて効率的・効果的な就労支援を実施する。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|--|---|
| ① 就職支援ナビゲーターの求職者担当者制によるキャリア・コンサルティング等の実施や各種就労支援メニューを活用し、就労による社会的自立や生活困窮からの脱却を図る。 ② 労働局は、県や福島県社会福祉協議会等関係機関・団体を構成員とする「福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を開催し、生活困窮者全般への就労支援の付帯的な計画や雇用部門と福祉部門の各機関の支援施策の役割分担等を協議し連携を強化する。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 生活保護受給者に対して支援チームによる手厚い就労支援を行い生活保護からの自立を図る。 ② 児童扶養手当を受給するひとり親家庭等に対して、福島県母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談や自立支援プログラムの方策等による就業支援により、ひとり親家庭の自立促進を図る。 ③ 生活困窮者自立支援法に基づき、県が委託により設置する自立相談支援窓口による就労支援を行い、生活困窮者の自立を図る。 | ① 生活保護受給者等に対して支援チームによる手厚い就労支援を行い、就職を実現する。 ② 保健福祉事務所への定期的な巡回相談を実施し、早期支援の開始につながる連携強化を図る。 ③ 児童扶養手当受給者が現況届を提出する時期（8月）に合わせ、「出張ハローワーク！！ひとり親全力サポートキャンペーン」と称し、地方自治体などに臨時相談窓口を設置して、ひとり親の就労支援を強化する。 |

7 人手不足分野での人材確保対策

目標値等

- ① 人材不足分野への就職件数
●●●●件（3月下旬頃確定）
- ② 医療・介護分野の就業者数（常勤換算）
看護職員 24,720人
（福島県看護職員需給計画R2年需要数）

(1) 建設業関係等の人材確保対策

建設産業においては、復興関連の公共工事、除染作業等の需要増大のため、技能工・技術作業員等のあらゆる職種での人手不足が顕在化、深刻化している。

また、建設産業にとどまらず、復興需要に関連した運輸産業、保安等の分野についても人材確

保が課題となっており、必要な対策を講じていく。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|---|--|
| <p>① 労働局と県は福島県建設業協会が主催する「雇用改善業務推進委員会」において建設関連職種の求人・求職動向の分析・説明を行い情報の共有を図るとともに、人材確保における諸問題や雇用条件の改善につながる方策等を協議し、雇用管理改善に係る取組を推進する。</p> <p>② 労働局は、平成30年度から「福島労働局人材確保対策推進協議会」を設置し、県や福祉分野に関係する福島県社会福祉協議会及び介護労働安定センター福島支所、福島県看護協会及び人材不足分野である建設、警備、運輸分野の関係機関・団体等を構成員とし、相互の施策についての理解促進を図るとともに情報を共有して、具体的な連携事項について協議を行う。</p> | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| <p>① 若年就職者の促進という課題への対応の一環として、福島県建設業協会及び建設関連学科を有する県立高等学校と連携し、情報や意見の交換を行い、建設業事業所における高校生等の職場見学や職場実習を実施することにより、若年者の就職を促進する。</p> <p>② テクノアカデミーにおいて学卒者等を対象とした建築・電気配管設備等の建設業に関連した公共職業訓練の実施や求職者を対象とした建設分野の公共職業訓練コースを民間の教育訓練機関等に委託して実施するほか、福島労働局及び機構福島支部が実施する建設業関連の職業訓練の積極的な周知を行う。</p> | <p>① 県内ではハローワーク福島、郡山、いわきに及び会津若松に「人材確保対策コーナー」を設置し、人材確保が顕著な福祉、建設、警備、運輸業などの分野の総合専門窓口として運営し、人材確保に取り組む。</p> <p>② 福島県建設業協会が主催する「雇用改善業務推進委員会」において、県と連携して賃金引上げ等の処遇改善や福利厚生の実施等を積極的に働きかけ、「魅力ある職場づくり」を推進し、建設業界全体のイメージアップを図る。</p> <p>③ 求職者支援訓練による建設分野の職業訓練コースを実施するほか、福島県及び機構福島支部が実施する建設業関連の職業訓練の積極的な周知・あつ旋を行う。</p> |

(2) 医療・介護分野における人材確保対策

医療・介護職等の職場において慢性的な人材不足の状況が続いており、特に相双地域を中心として、震災や原発事故により労働力の中心的担い手である女性が県内外に避難していることから、極めて厳しい労働力不足となっているため、医療・介護分野での人材確保を緊急に図っていく。

ア【介護人材の確保】

| 県と労働局が連携して実施する事業 |
|--|
| <p>① 県は「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」を開催し、福島労働局等関係機関・団体を構成員として連携のうえ福祉・介護人材の育成と確保を図る。</p> |

- ② 労働局は、平成30年度から「福島労働局人材確保対策推進協議会」を設置し、県や福祉分野に係る福島県社会福祉協議会及び介護労働安定センター福島支所、福島県看護協会及び人材不足分野である建設、警備、運輸分野の関係機関・団体等を構成員とし、相互の施策についての理解促進を図るとともに情報を共有して、具体的な連携事項について協議を行う。
- ③ 県と労働局は、福島県社会福祉協議会が開催する「福島県福祉人材センター運営委員会」の構成員として、関係団体との情報交換や対策を協議するとともに、ハローワークと共同で相談会、セミナーの開催及び福祉の仕事相談会を開催する。

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|--|--|
| <p>① テクノアカデミーにおいて求職者を対象とした介護分野の公共職業訓練コースを民間の教育訓練機関等に委託して実施するほか、福島労働局が実施する介護分野の求職者支援訓練の積極的な周知を行う。</p> | <p>① ハローワーク福島、郡山、いわき及び会津若松に設置した「人材確保対策コーナー」を中心に、就職支援ナビゲーター等の専門職員によるきめ細かな職業相談・紹介等を実施するとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし等により、重点的なマッチング支援を実施する。また、福島県社会福祉協議会等の関係機関と連携し、巡回による相談会とセミナーや福祉関係就職面接会を開催する。</p> <p>② 人材育成面では、求職者支援訓練のほか、県や公益財団法人介護労働安定センター福島支所が実施する職業訓練及び講習への積極的な周知・あつ旋を行う。</p> |

イ【看護人材の確保】

| 県と労働局が連携して実施する事業 |
|--|
| <p>① 県と労働局、県看護協会・県ナースセンター、ハローワークとの連携による「ナースセンター・ハローワーク連携事業」をハローワーク福島、郡山、いわきにおいて実施し、求職・求人情報の相互共有を図り、手厚いマッチングを行うことにより、看護師等の一層の就業促進を図る。</p> <p>② 平成30年度から「福島労働局人材確保対策推進協議会」を設置し、県や福祉分野に係る福島県社会福祉協議会及び介護労働安定センター福島支所、福島県看護協会及び人材不足分野である建設、警備、運輸分野の関係機関・団体等を構成員とし、相互の施策についての理解促進を図るとともに情報を共有して、具体的な連携事項について協議を行う。</p> |

| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
|--|--|
| <p>① 県は、看護学生や県外で就業中の看護職員、求職者等の県内の医療機関への就職促進を図るため、看護職総合支援サイト「福島看護職ナビ」(https://www.f-kango.net/)を運営し、求人情報や子育て情報等本県の看護職就職支援情報を発信する。</p> <p>② ナースバンク事業、巡回相談会を実施し、求人求職のマッチングを行うとともに、離職した看護師等の届出制度を活用し、復職支援に取り組む。</p> <p>③ 再就業支援研修を実施し、最新医療に関する講義や看護技術に関する実習等を行い、看護職の復職を支援する。</p> <p>④ 浜通りの医療機関が、看護職員の確保・定着を図るための取組を支援する。</p> <p>⑤ 南相馬市及び南相馬市内の医療機関で行う看護管理者の定例会（月1回程度）に参加し、看護職員確保に関する課題や取組等の情報収集を行う。</p> <p>⑥ テクノアカデミーにおいて、求職者を対象とした看護分野（准看護師）の公共職業訓練コースを民間の教育訓練機関等に委託して実施する。</p> | <p>① ハローワーク福島、いわき、郡山及び会津若松に設置した「人材確保対策コーナー」を中心に、就職支援ナビゲーター等の専門職員によるきめ細かな職業相談・紹介等を実施するとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし等により、重点的なマッチング支援を実施する。</p> <p>② 就職面接会、管理選考（ミニ面接会）を実施する。</p> <p>③ 県ナースセンターとの連携による「看護職巡回就職相談会」をハローワークで実施する。</p> <p>④ 労働局は「福島看護職ナビ」の周知広報を行う。</p> |

(3) 製造業分野における人材確保対策

東日本大震災や原子力災害による生産年齢人口の減少、復旧・復興関連求人の増加等により人材不足が生じており、業務遂行に影響が出ている企業があるほか、県内進出を検討している企業においても人手不足を懸念している状況にある。

このため、特に新規立地企業（予定・検討含む）の人材確保については、早い段階から労働局やハローワーク等と連携し、地域の就職状況の把握や人材確保に向けての準備を進めるなど対応を強化する。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|--|---|
| 新規立地企業（予定・検討含む）については、早い段階から県と労働局、ハローワーク等は連携し、地域の就職状況の把握等、その人材確保に向けた取組を行う。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 県内企業ガイドブック等ものづくり企業情報の冊子を作成・活用し、ふるさと福島就職情報センター等と連携して県内企業の情報発信を行う。 ② 高校教員等の企業現場研修、企業の採用担当者による工業高校視察、学校・企業連携による相互理解の醸成・深化を図る。 ③ テクノアカデミーにおいて学卒者等を対象とした機械・電気等の製造業に関連した公共職業訓練を実施するほか、機構福島支部が実施する製造業関連の職業訓練の積極的な周知を行う。 | ① ハローワークが企業説明会を実施することにより人材確保に努める。 ② 雇用関係助成金の活用周知を行い、幅広い層からの応募しやすい環境づくりを支援する。 ③ 福島県及び機構福島支部が実施する製造業関連の職業訓練の積極的な周知・あっせんを行う。 |

（４）外国人材の雇用対策

県内で就労する外国人労働者数は、9,958人※（令和2年10月末現在）と外国人雇用状況の届出の義務化以降、過去最高を記録し、新型コロナウイルス感染症の影響等により、増加率の減少がみられるものの、今後、増加が見込まれるところである。

一方で、外国人材受入れに関しては、雇用形態毎に手続きが異なるほか、法制度が複雑でわかりにくいとの県内事業者の声があることから、外国人材の雇用を進めようとする事業者を支援するため、県と労働局が連携し必要な対策を講じていく。

| 県と労働局が連携して実施する事業 | |
|--|---|
| 県は労働局と連携して、外国人材雇用に関するセミナーを開催する等により、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善に向けた取組を促進する。 | |
| 県が実施する事業 | 労働局が実施する事業 |
| ① 外国人材受入に関する相談窓口を設置し、入管手続き時の困りごと等の、雇用入り口に関する内容について支援を行う。 | ① 外国人労働者の適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行う。 |

| | |
|---|--|
| <p>②外国人材就労制度の一般的な説明から他の事業所における活用事例の紹介等、県内事業所の外国人材活用の状況に応じた内容のセミナーを開催する。</p> | <p>② 多言語コンタクトセンターの電話通訳等を活用し、多国籍化が進む外国人求職者に対する職業相談を円滑に行う。</p> |
|---|--|

福島労働局と県内自治体との雇用対策協定事業計画（令和3年度）

【共通】令和3年度特別対策 新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策

◆ 雇用維持・継続・確保に向けた支援

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別相談窓口による支援
- ② 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の利用促進と迅速な支給
- ③ 在籍出向の活用による雇用維持への支援
- ④ 失業者等への雇用機会の提供

いわき市

※平成30年2月16日締結

I 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

1. 就労しやすい環境整備の促進
3. 「魅力ある職場づくり」の推進

II 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

1. 女性の活躍推進・就労支援の強化
2. 高齢者等に対する就労支援の推進
3. 障がい者等に対する就労支援の強化
4. 外国人の雇用対策の推進
5. 生活保護受給者等生活困窮者への就労支援
6. 就職氷河期・フリーター・ニート支援

III 若年者への就職支援の充実

1. 若年者等に対する就職支援の充実
2. 高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施
3. 小・中学生に対するキャリア教育の実施

IV 中小企業に対する人材確保対策の実施

1. 中小企業に対する人材確保対策の実施

V 移住・定住の促進

1. 移住・定住の促進
2. UIJターンの促進

郡山市

※平成30年3月22日締結

I 人材確保支援及び人材育成の推進

1. 人材不足分野への対応（建設業、警備業、運輸業、看護、介護、保育士等）
2. ICT、AIなどの新たな技術や環境にも対応しうる人材育成
3. UIJターン促進
4. 効果的な職業能力開発を図るためのリカレント教育の充実

II 働きやすい環境の整備（働き方改革）

1. テレワークやフレックスタイム制の推進等長時間労働是正対策、就労環境の整備、雇用拡大
2. 女性の活躍推進しやすい職場環境・社会環境整備
3. 雇用者の労働生産性向上につなげる労働分配率の上昇
4. 外国人労働者の就職及び職場定着の促進

III 就労困難者への支援

1. 働く意欲がありながら、就労を妨げるさまざまな要因を抱える市民の就職支援

IV 若者の雇用対策

1. 新規卒卒者等に対する就職支援と職場定着率の向上
2. 市内企業への就職促進

V 高齢者の就職支援

1. 高齢者雇用の確保に向けた取組
2. シルバー人材センターの事業普及
3. デジタル社会に対応できる高齢者の育成

南相馬市

※平成30年10月2日締結

I 若年労働力等の確保、定着の促進

1. 新規卒卒者等に対する市内企業への就職支援
2. 就職氷河期世代を対象とした就職支援
3. 若者の職場定着支援
4. UIJターン促進

II 人材不足分野での人材確保の推進

1. 人材不足分野における人材確保対策
2. 外国人の雇用対策の推進

III 働き方改革の推進

1. 魅力ある職場づくり
2. 女性の活躍推進

IV 雇用関係情報の共有・発信

1. 市内事業所の求人情報発信
2. 地域の雇用情勢等に関する情報の共有

伊達市

※平成31年2月15日締結

I 若年者への就職支援の充実

1. 新卒者等に対する就職支援と職場定着の充実
2. 市内企業への就職促進
3. 市内学校の生徒・児童に対するキャリア教育の実施
4. 市内事業主・経済団体への共同求人要請

II 人材確保対策の実施

1. 伊達市地域職業相談室の運営・管理
2. 誘致企業の人材確保対策
3. 保育・介護従事者等の人手不足業種・職種への重点的マッチングの実施
4. 移住・定住促進（UIJターン）

III 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

1. 高齢者・障がい者等に対する就労支援の強化
2. 生活保護受給者等生活困窮者への就労支援
3. フリーター・ニートへの就労支援
4. 外国人の雇用対策の推進

IV 働きやすい環境の整備（働き方改革）の推進

1. 「働き方改革」「ワークライフバランス」の実現に向けた取組の推進
2. 女性が活躍しやすい職場環境整備のための企業等への働きかけの推進

会津若松市

※平成31年3月15日締結

I 若年者の就職支援及び地元定着の促進

1. 新規学卒者等に対する充実した就職支援
2. 高校生等に対するキャリア教育就労支援
3. 若年者に対するユースエール認定企業のPR
4. フリーター・ニートへの就労支援

II 人材不足分野に対する雇用支援の拡充

1. 人材不足業種企業への雇用管理改善アドバイスの実施
2. 人材不足業種企業の求職者への魅力発信を支援
3. 業界団体との連携強化

III 雇用における「全員参加型の会津若松市」の実現

1. 高齢者・障がい者等に対する就労支援の強化
2. 女性活躍推進、育児・介護との両立支援
3. 外国人雇用対策の推進
4. 生活保護受給者等生活困窮者への就労支援
5. 就職氷河期世代に対する就労支援

IV 「働き方改革」の推進

1. 「働き方改革」の推進、魅力ある職場づくりに向けた取組
2. 「ワーク・ライフ・バランス」の推進
3. 雇用管理に係る優良認定企業の周知PR

V 会津若松市への移住・Uターン希望者の雇用の確保

1. 首都圏等における会津若松市への移住・Uターン希望者に対する雇用支援

福島市

※令和2年3月26日締結

I 若年者の就職支援及び地元定着の促進

1. 新規学卒者等に対する就職支援と職場定着の充実
2. 市内企業への就職促進
3. 市内学校の生徒・児童に対するキャリア教育の実施
4. 市内事業主・経済団体への共同求人要請

II 女性活躍・ワークライフバランス・働き方改革の推進

1. 女性が活躍が活躍しやすい職場環境整備のための企業等への働きかけ推進
2. 「ワークライフバランス」の実現に向けた取組の推進
3. 「働き方改革」の実現に向けた取組の推進

III 人材不足分野での人材確保と定着支援の拡充

1. 保育・介護従事者等の人材不足業種・職種への重点的なマッチングの実施
2. 誘致企業の人材確保対策
3. 移住・定住促進(Uターン)
4. 企業整備情報等の共有及び対応

IV 多文化共生社会の実現に向けた取組の強化

1. 外国人の雇用対策の推進
2. 福島市役所生活保護受給者等の就労支援窓口の運営管理
3. 高齢者・障がい者等に対する就労支援の強化
4. 就職氷河期世代、フリーター・ニートへの就労支援

須賀川市

※令和3年3月15日締結予定

I 人材確保支援、人材育成の推進、人材不足分野での人材確保

1. 人手不足業種、中小企業のマッチング支援
2. 誘致企業人材確保
3. 移住・定住推進

II 働き方改革の推進、魅力ある職場の環境整備、ワークライフバランスの推進

1. 各取組の周知広報・推進
2. 女性が活躍しやすい職場環境整備

III 若者の雇用対策、若年者の就職支援、定着

1. 新卒者等に対する就職支援、職場定着支援
2. 地元企業への就職支援
3. 小・中・高校へのキャリア教育
4. 事業主、経済団体への求人確保要請等

IV 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

1. 高齢者の就労支援
2. 障がい者の就労支援
3. 生活保護受給者等生活困窮者の就労支援
4. フリーター、ニート、外国人の就労支援

V 雇用関係情報の共有・発信

1. 労働行政施策の実施に向けた連携
2. 雇用統計等の情報共有

白河市

※令和3年3月17日締結予定

I 若年労働力の確保、定着の促進

1. 新卒者に対する就職支援と職場定着支援
2. 市内企業への就職促進
3. 若年者に対する就職支援

II 人材不足分野での人材確保の推進

1. 人材不足分野における人材確保対策
2. 誘致企業の人材確保対策
3. 移住・定住促進

III 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化

1. 高齢者の就労支援
2. 障がい者の就労支援
3. 生活保護受給者等生活困窮者の就労支援
4. 就職氷河期世代、フリーター、ニート、外国人の就労支援

IV 「働き方改革」の推進

1. 「働き方改革」「ワークライフバランス」の実現に向けた取組の推進
2. 女性が活躍しやすい職場環境整備

V 雇用関係情報の共有・発信

1. 雇用統計等の情報共有
2. 市内事業所の求人情報発信
3. 大規模企業整備の際の連携